

志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る 覚書の締結について

平成15年7月17日
北陸電力株式会社

当社は、これまで石川県、志賀町及び富来町との間で「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に該当しない事象の連絡について協議してまいりましたが、本日、協議がまとまり、覚書を締結いたしました。

当社といたしましては、今後、これら事象について県、町への連絡に併せて公表し、情報公開の積極的な推進、透明性のより一層の確保に努めてまいります。

以 上

- 添付1 安全協定に該当しない事象の連絡・公表について（概要）
- 添付2 覚書要旨（志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準）

安全協定に該当しない事象の連絡・公表について（概要）

連絡区分	内 容	連絡時期	公 表
	安全協定第 9 条（異常時における連絡）に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 法令等に基づいて国に報告する事項と同一 	休日夜間を問わず直ちに	プレス及びホームページに掲載
今回追加	安全協定第 9 条に該当しないもので、早急な連絡が必要なもの <ul style="list-style-type: none"> 送電線への落雷等の影響（外的要因）で原子炉が停止したとき 発電所の周辺地域で相当程度の地震を観測したとき 等	休日夜間を問わず直ちに	プレス及びホームページに掲載
	区分よりも緊急性の程度は低い、速やかな連絡が必要なもの <ul style="list-style-type: none"> 発電機出力が低下したとき 原子炉運転中に主要な機器等に軽度な故障があったとき 管理区域内で放射性物質が一定量以上漏えいしたとき 等	営業時間帯に速やかに ¹	
	保守情報として連絡することが適当なもの <ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止中に主要な機器等に軽度な故障があったとき 点検作業等において放射性物質を含まない水が漏えいしたとき 等	定期的に ²	ホームページに掲載
	特に連絡を要しないもの <ul style="list-style-type: none"> 日常の保守作業 	-	-

* 1：事象の状況に応じ、営業時間外であっても連絡する場合がある。

* 2：月毎にまとめて連絡。ただし、事象の状況に応じ、その都度連絡する場合がある。

覚書要旨（志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準）

連絡区分	内 容	連絡時期
<p>安全協定第9条（異常時における連絡）に該当するもの</p> <p>安全協定第9条に該当しないもので、早急な連絡が必要なもの</p>	<p>(1) 原子炉施設の事故、故障等により原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき</p> <p>(2) 関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき</p> <p>(3) 従事者その他発電所に立ち入る者の被ばく線量が法令に定める許容被ばく線量を超えたとき又は許容被ばく線量以下の被ばくであっても、被ばく者に対し特別の措置を行ったとき</p> <p>(4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物質が管理区域外に漏洩したとき</p> <p>(5) 発電所敷地以外において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき</p> <p>(6) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取又は所在不明が生じたとき</p> <p>(7) 発電所敷地内において火災が発生したとき</p> <p>(8) その他必要と認める事項が生じたとき</p> <p>(1) 原子炉施設以外で発生した要因により、原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき</p> <p>(2) 社会的影響が生ずる又はそのおそれがある事象が発生したとき</p>	直ちに
区分よりも緊急性の程度は低いが、速やかな連絡が必要なもの	<p>(1) 発電機出力が低下したとき</p> <p>(2) 安全協定第9条には該当しないが、原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき</p> <p>(3) 原子炉の運転中に、安全協定第9条には該当しないが、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき</p> <p>(4) 原子炉の停止中に、国の指示に基づく又は他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障等が発見されたとき</p> <p>ただし、同一系統内で同種の点検が10カ所程度以上実施される場合、当該点検により発見された同種の事象については、最初に発見されたとき及び点検が終了したとき</p> <p>(5) 安全協定第9条により連絡すべき値以下の放射性物質が放出されたとき</p> <p>(6) 管理区域内で、安全協定第9条には該当しないが、一定量以上の放射性物質が漏れたとき</p> <p>(7) 運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象で、速やかな連絡の必要があるもの</p>	速やかに ^{*1}
保守情報として連絡することが適当なもの	<p>(1) 原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要があるもののうち事象が軽微なもの</p> <p>(2) 原子炉の停止中に発見された、主要な機器等における軽度な故障及び維持的な工事により復旧する故障</p> <p>(3) 主要な機器等以外の機器の故障</p> <p>(4) 運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象で、区分（7）以外のもの</p>	原則として定期的に ^{*2}
特に連絡を要しないもの	機器部品等の予防的取替、通常管理修繕行為及び建屋等の管理・修繕	

注）*1：事業者の営業日に該当する日の0時から営業時間の終了時まで発生したもので、当該営業時間終了時まで連絡可能なものは、当該営業時間終了時まで連絡するものとし、上記の時間帯に発生したもので当該日の営業時間終了時まで連絡できなかったもの及び上記の時間帯以外の時間帯に発生したものは、翌営業日とする。

ただし、事象の状況に応じ、営業時間外であっても連絡するものとする。

*2：翌月の10日までに連絡するものとするが、事象の状況に応じ、その都度連絡する。